

平成 19 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

は じ め に

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目・相手国は多数にわたり、かつ、さらに増加している状況にある。それに伴い、海外から我が国に存在しない、または一部地域にしか存在しない病虫害が侵入するリスクは増加している。歴史的に見ると、国内外を問わず、我々は病虫害のまん延が深刻な農業被害をもたらす、国民生命に重大な影響を及ぼすことを経験している。国際物流が膨大となっている現代においては、病虫害の侵入・まん延防止に対する植物防疫の役割はさらに重要になっているものと認識している。また、病虫害防除については、食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心が高まる中で、人の健康と環境への負荷の低減にも配慮した防除体系に転換していく必要がある。

さらに、農薬の安全対策については、平成 15 年の改正農薬取締法の施行、同 6 月の食品安全基本法の成立・施行により、農薬の流通、使用の各段階での規制が強化された。

また、改正食品衛生法の施行に伴い、平成 18 年 5 月から施行された残留農薬基準のポジティブリスト制度の導入により、農薬についてリスク管理の徹底を図ることが重要になっている。

I 平成 19 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 19 年度予算編成は、農産物の安全性等の確保を推進するため、環境に配慮した病虫害防除の推進、水際における植物検疫体制の強化等に重点を置いている。主なものとしては、

① 我が国の農業生産全体のあり方を、環境保全を重視したものに転換するため、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進。

② 増加する輸入件数・輸入品目の種類に対応した植物検疫体制の強化を行うため、業務・システム最適化計

画の推進、包括的な「病虫害危険度解析（Pest Risk Analysis : PRA）」の実施、隔離検疫施設の整備など、植物防疫をめぐる昨今の課題に対応するために必要な経費が要求された。

一方、農薬安全対策の平成 19 年度予算概算決定において、①農産物に含まれる有害物質のリスク管理対策の強化、②農薬適正使用の徹底などによる安全性などの確保、③埋設農薬の最終処理の着実な推進など（食の安全・安心確保交付金により都道府県が実施する処理）を支援するための予算が認められた。

II 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の 普及推進について

食の安全や消費者の信頼の確保、環境に配慮した農業の推進が求められる中で、農作物の安定生産を図るためには、これらの要求にも応えつつ病虫害による被害を適切に抑えることが課題となっている。

こうしたことから、今後の我が国の病虫害防除は、病虫害の発生予察情報などにに基づき、輪作などの耕種的防除、天敵やフェロモンを利用した生物的防除、粘着板などを利用した物理的防除および化学合成農薬による防除を適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management : IPM）に転換していくこととしている。

このため、平成 19 年度は、① IPM 実践指標の策定、② IPM 実践地域の育成などによる IPM の普及推進、③ 農薬散布に伴う環境リスクを低減するための防除技術の確立、④ 基幹的マイナー作物の病虫害防除技術の確立に引き続き取り組むこととしている。

また、IPM の実践に当たって、農業者が不適切な目標設定や技術導入を行った場合には、意図しない病虫害の発生を招くおそれがあり、農業者に過大な負担を強いられるばかりでなく、地域全体に病虫害がまん延するという事態が生じかねない。こうしたことが起こらないよう、平成 19 年度は IPM 要素技術の評価の手法・基準や IPM 技術マニュアルの作製を進めるとともに、IPM 要素技術に関するデータベースの構築に着手する。

加えて、IPM をさらに取り組みやすいものとするため、主要作物を中心に IPM 実践指標のモデルを充実させることとし、当面 15 種類程度の作物について IPM 実践指標モデルの作成に着手する。

なお、IPM の推進に当たっては、消費者、流通業界等の川下との連携が重要であることから、消費者団体、流通業者、食品加工業者等との対話をも積極的に行っていくこととしている。

Ⅲ 臭化メチルの削減対策について

モントリオール議定書締約国会合（以下、締約国会合）に基づき、平成 17 年にその製造および使用を全廃することとなった臭化メチルは、これまでの事業の成果などによりほとんどの病害虫に対しては代替薬剤・技術による対応が可能となっている。引き続き、代替薬剤の使用に加え、太陽熱土壌消毒、熱水消毒等の代替技術と薬剤処理を組み合わせるなど、総合的な防除対策のさらなる普及を推進することが重要である。なお、臭化メチル全廃以降も代替技術がないなどの理由により必要不可欠な用途については、締約国会合において「不可欠用途使用申請」として決議されたもののみ製造・使用が可能となっている。農林水産省としては各都道府県からの要望をとりまとめ、締約国会合事務局への申請を平成 17 年使用分から行っているところである。審査は年々厳しくなっており、平成 20 年使用分の土壌の申請に対しては、低透過性フィルム、施設栽培の導入を促すなどの条件が付されたうえで、申請に対し一律 25%削減された量が決議されたところである。不可欠用途用臭化メチルであっても最終的には全廃することが求められていることから、締約国会合における審議では、より具体的・詳細なデータを求められる。

今後は、都道府県などの関係者に、国際情勢、代替技術開発・普及状況の情報提供等を行うとともに、締約国会合決議に従い平成 18 年 2 月に提出した「不可欠用途用臭化メチルの削減戦略」に基づき、都道府県、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者との連携により代替技術の開発・普及などを推進して計画的な不可欠用途用臭化メチルの削減を図っていくこととしている。

Ⅳ 農林水産航空事業を巡る状況について

航空防除および無人ヘリコプターによる空中散布においても、環境問題や健康へのリスクに対する国民の関心の高まり、ポジティブリスト制度の施行に伴って飛散低減対策を含め安全対策の一層の徹底が求められている。

航空防除の実施に当たっては、都道府県段階および地

区段階において作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布剤型等について事業計画の検討を行うことが必要である。近年、実施面積が増加傾向にある無人ヘリコプターによる空中散布については、飛散低減および安全性の確保を強化することが求められている。このため、

- ① 適切な飛行高度、速度を守ること、
- ② 風向きに留意するとともに、強風下では行わないこと、
- ③ 実施区域にかかわる学校、病院などの公共施設および居住者等に対しては、あらかじめ空中散布などの実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡することなどについて徹底を行い、地域関係者の理解と協力を得ながら病害虫の発生状況などに応じて的確な空中散布を行うこととしているところである。

V 植物検疫の諸課題について

1 輸出促進にかかわる植物検疫の取り組みについて

現在、農林水産省では、「攻めの農政」の柱の一つとして、農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいる。我が国から農産物などを輸出する場合には、相手国の植物検疫条件に適合している品目、適合しうる品目を選定し、輸出することが肝要である。ただし、国内生産地における輸出意欲が非常に高く、海外のマーケティング調査などの結果、輸出が有望される品目で輸出先国が輸入禁止などの検疫措置を講じている場合は、輸出解禁または検疫条件緩和に向けて相手国への侵入が警戒されている病害虫の消毒、栽培地検査などの検疫条件について二国間で合意する必要がある。

現在、中国向けの精米、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けの温州みかん等 6 か国・地域 22 品目について解禁の要請を行っており、我が国の病害虫の発生状況や生産地での防除対策などの技術情報を提供し、病害虫の侵入防止のための検疫措置を提案するなどの早期の解禁に向けた対応に努めているところである。

特に中国向けの精米については、松岡農林水産大臣と中国の検疫担当大臣の間で、4 月に予定されている温家宝総理の訪日までに残された課題を解決することを合意したところであり、現在、早期の解決に向けて日中間で協議を行っているところである。

2 国際条約について

国際植物防疫条約は、平成 9 年に SPS 協定との整合性を図るための改正案が採択され、平成 17 年 10 月 2 日に締約国の 3 分の 2 が受諾したことにより本改正条約が発効した。本条約では、検疫の対象となる病害虫は「そ

の地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われているもの」と定義されている。ここでいう公的防除とは、根絶または一定地域への封じ込めを目的に行う強制的な検疫措置とされており、我が国の植物防疫制度においては、緊急防除、移動規制等が該当する。我が国もこれに整合した検疫措置とするため、病害虫の科学的なリスク評価を実施し、そのうえで国内に広く分布し、強制的な防除措置を講じる必要のない病害虫については検疫の対象から除外することとしている。一方、新たな知見により我が国未発生 of 病害虫が侵入するリスクが認められた場合には、栽培地検査対象植物、輸入禁止対象植物の追加等を行うこととしている。

また、効率的・効果的な植物検疫を実施していくため、我が国が輸入している植物について病害虫が侵入するリスクを最新の情報を用いて計画的に再評価（包括的 PRA）を行うこととしている。

3 輸入解禁について

輸入解禁については、これまで 22 の国・地域の 73 品目を解禁しているところである。昨年 2 月に条件付きで解禁された米国産ポテトチップ加工用ばれいしょについては、4 月に米国ではそれまで確認されていなかったジャガイモシロシストセンチュウが新たにアイダホ州で発見されたことから輸入を一時停止した。その後、現地調査やシロシストセンチュウに対するリスク解析を実施した結果、①輸出が可能となる州からアイダホ州を除外、②すべての日本向け圃場で土壌検診、③アイダホ州以外の種イモから生産、④水洗いによる土壌の除去を徹底を追加措置として講じることでジャガイモシロシストセンチュウの我が国の侵入を防止できると判断できたことから、平成 19 年 2 月に輸入を再開することとしたところである。

現在、新たな輸入解禁要請については、37 の国・地域から 114 件を受けており、これらの品目については、科学的根拠に基づく病害虫侵入防止措置の設定により、我が国への病害虫の侵入を防止できると判断された場合には順次条件付きで輸入を解禁していくこととしている。

VI 農薬安全対策の一層の推進

1 ポジティブリスト制導入に対する対応

平成 18 年 5 月にポジティブリスト制度が導入されたことに対応して、農薬の適正使用の徹底などを図るため、登録農薬について農薬使用基準の遵守の徹底、農薬使用状況の記帳の推進、農薬の飛散による周辺農作物へ

の影響低減対策の徹底、GAP の推進等を図ってきた。

また、農薬の飛散低減対策の強化を図るため、農林水産省、都道府県、関連団体により、平成 17 年 10 月および 12 月に「農薬の飛散防止対策協議会」（以下、協議会）を開催し、国からの対策方針を提示し、今後の取り組みについての申し合わせを行ったところである。これを踏まえ、農林水産省は、都道府県に対して、個々の農家に対する啓発・指導、地域ぐるみでの連絡体制整備を推進するとともに、都道府県、関係団体等と連携を密にして農業生産現場での取り組みを強化するよう通知したところである。

さらに、平成 18 年 3 月に設置された「農薬適正指導強化協議会」により、生産者団体および関係団体と連携した支援体制を整備するとともに、関係局、都道府県、生産者団体等と連携して一体的に啓発・巡回指導を進め、ポジティブリスト制度の周知と対策の徹底を図っている。

一方で、ポジティブリスト制度の施行後、国産農産物については農薬の誤使用など従来の制度においても違反となる事例などが報告されており、農薬使用基準の徹底、止水期間の徹底、防除機器の洗浄などの徹底を指導するとともに、原因の究明などに当たり技術的な指導・支援が必要な場合には、技術的課題の解決についても積極的に取り組んできたところである。

また、都道府県の指導状況、取り組み事例等について、平成 18 年 7 月、9 月および平成 19 年 2 月に調査を行い、各地域における植物防疫ブロック会議、農薬の飛散防止対策協議会等で報告を行って今後の課題について検討し、取り組みの推進を図ってきたところである。

今後も、農薬の適正使用などの推進を図るために、GAP、総合的病害虫・雑草管理（IPM）等に取り組む産地における助成を行うこととしている。

2 改正農薬取締法に対応した適切な農薬のリスク管理の推進

（1）マイナー作物対策

マイナー作物対策については、経過措置終了後においても適用拡大が円滑に進むよう、都道府県、地域ブロック、中央の各段階において「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、各県が相互に連携して、適用拡大に必要なデータの作成を効果的に行うための調整を行っている。また、都道府県などに対しては「食の安全・安心確保交付金」を活用して必要な助成を行っているところである。

(2) 農薬のリスク管理への対応

① 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

平成 17 年度から開始された提案公募型の研究開発である「リスク管理型研究」を活用して、農薬について「農薬残留推定モデルによるマイナー作物の効率的残留評価法の確立」と「農薬混用時の使用者や周辺環境への安全性に係る調査研究」の 2 課題の研究開発を行っている。

前者ではマイナー作物について、使用可能な農薬の種類を増やすために、農薬の残留特性などを指標として新たな作物を既存の農作物グループへ帰属させるために必要な条件を検討し、グループ分類手法を確立する。

また、後者では、農薬の混用の実施状況（果樹・野菜等）や農薬の剤型、混用に関するリスクの程度、ほかの組み合わせへの汎用性を調査分析したうえ、選定した農薬の組み合わせについて毒性試験（急性毒性、目刺激性等）を実施し、農薬の現地混用に関する対策などの検討に資することとする。

また、平成 19 年度においては、「ヘプタクロル類の土壌及び作物への残留予測吸収抑制技術の開発」の 1 課題の研究開発を行うこととしている。

この研究課題については、ヘプタクロル類について、土壌中の動態解析や作物別の吸収特性などに関するデータを収集し、吸収抑制技術を開発することによってヘプタクロル類残留圃場における営農指導に反映させることとしている。

② 生産資材安全確保・試験事業

平成 18 年度に、「有機リン系農薬の評価及び試験方法の開発調査委託事業」と「農薬的資材安全性評価情報整備事業」（農薬の急性参照量に関する急性毒性試験及び化学合成農薬混入等確認試験）の 2 課題の試験研究を行っている。

前者は、有機リン系農薬について、諸外国における評価・試験方法の検討状況およびリスク管理措置について調査を行い、我が国において新たに開発・導入すべき評価および試験方法について検討するものである。

また、後者は以下の 2 項目から構成される。

(i) 農薬の急性参照量に関する急性毒性試験

近年、欧米を中心に農薬の安全性評価に利用されている「急性参照量」について、評価に必要な基礎データを収集し、新たなリスク管理措置など我が国の農薬登録制度への導入に向けた検討を進めるための調査などを行う。

(ii) 化学合成農薬混入など確認試験

現在販売・使用されている植物活性剤、植物保護液等と称される安全性の未確認の資材など、農薬登録を受けていない農薬的資材について化学合成農薬の混入確認試験により安全性等を確認するとともに関連の情報を収集・整理する。

これらの事業については、平成 19 年度も引き続き行う予定である。

3 埋設農薬の最終処理

昭和 40 年代後半、残留性が問題となって販売を禁止した農薬（DDT、ドリノ剤、BHC 等）を埋設し、保管を継続してきたが、現在ストックホルム条約（POPs 条約）に基づき、都道府県などにより無害化処理が進められているところである。

条約の履行に責任をもつ国としても、都道府県が主体的に行う埋設農薬の処理などを側面から支援するため、「食の安全・安心交付金」により、①処理計画の策定・進行管理、②周辺環境への悪影響防止措置などの取り組みに対する支援を行っているところである。

お わ り に

植物防疫対策・農薬安全対策に関するこれらの課題に適切に対応するためには、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、植物防疫・農薬関係者一体となって取り組んでいく必要がある。国の関係機関もその先頭に立って努力していく所存であるが、本誌の読者の方々に、これからの食料供給・農業生産を支えていくうえでの課題解決に向けて、一層の御協力と御指導をお願いしたい。